

平成29年9月29日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした、後記第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）

の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）による老齢厚生年金の受給権者であったA（以下「亡A」という。）が平成〇年〇月〇日に死亡したので、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、亡Aの妻であるとして、厚年法の規定による遺族厚生年金（以下、単に「遺族厚生年金」という。）の裁定請求をした。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていた者であつて、厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有しない者と認められないため」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服の内容は、本裁決書添付の別紙1及び別紙2のとおりである。

第3 問題点

1 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、死亡した者（以下「適格死亡者」という。）の配偶者で、当該死亡の当時適格死亡者によって生計を維持したものには、遺族厚生年金が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した配偶者とは、適格死亡者と生計を同じく

していた配偶者で、年額850万円以上の収入又は年額655.5万円以上の所得（以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。）を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている（厚年法第58条第1項、第59条第1項及び第4項、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。））。

2 本件の場合、亡Aがその死亡の当時適格死亡者であったこと並びに請求人が亡Aの妻であることは請求人と保険者との間において争いがない。また、下請求人は、亡Aの死亡の当時、亡Aと生計を一にしていた者であることが認められる。したがって、本件の問題点は、請求人が、亡A死亡の当時において基準額以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであると認められるか否かである。

第4 審査資料

(略)

第5 当審査会の判断

1 審査資料によれば、以下の記載があることが認められる。

(略)

2 遺族厚生年金の受給権者に関する生計維持関係の認定に当たっては、上記認定基準により取り扱われるところ、認定基準は、遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定について、生計同一要件及び収入要件を満たす場合に死亡した被保険者と生計維持関係があるものと認定する（ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りではない。）とした上、収入要件については、「次のいずれかに該当する者は、厚生労働大臣の定める金額（年額850万円）以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者に該当

する者とする。」と定め、次の①から④までの要件を列挙している。すなわち、① 前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあっては、前々年の収入）が年額850万円未満であること、② 前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であること、③ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、上記①又は②に該当すること、④ 上記①、②又は③に該当しないが、定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となると認められることを必要としている。そして、当審査会も、認定基準による取扱いを不当とすべき事由は認められないとしているところである。また、遺族厚生年金の受給要件の有無は、保険事故発生時点で判断されるべきものであることは当然である。認定基準は、上記①及び②の要件に該当する者に提出を求める書類として、「前年若しくは前々年の源泉徴収票、課税証明書、確定申告書等収入額及び所得額を確認することができる書類等」を掲げ、上記③及び④の要件に該当する者に提出を求める書類として、「前年若しくは前々年の源泉徴収票、課税証明書、確定申告書等収入額及び所得額を確認することができる書類並びに当該事情を証する書類等」を掲げており、収入要件についても、客観的証明資料により判断すべきものとしていると解されるから、近い将来において定められた金額未満になることが、定年退職の場合における就業規則等のような客観的な証明資料により確認されることが必要というべきである。

3 そこで、まず、亡A死亡の前年である平成〇年の請求人の収入又は所得について検討するに、請求人の市民税・県民民税（所得・課税）証明書において、給与収入金額〇〇〇万円、給与所得金額〇〇〇万円、不動産所得金額〇〇〇万円〇〇〇円、総所得金額〇〇〇万

〇〇〇円とされていることから、所得額が基準額の655.5万円以上であることは明らかである。また、平成〇年分確定申告書において、不動産収入〇〇〇万〇〇〇円に対して不動産所得〇〇〇万〇〇〇円であることから、不動産所得が〇〇〇万〇〇〇円である平成〇年分の不動産収入が〇〇〇万円未満であるとは考えられず、給与収入及び不動産収入の合計額が基準額の850万円未満であるとも考えられない。請求人は、平成〇年において一時的な収入がないことから、亡A死亡の前年である平成〇年における請求人の収入額が年額850万円以上であったと認められ、これが850万円未満であったとはいはず、また、所得額も655.5万円未満であったとはいえない。したがって、請求人が上記2の①、②及び③の要件を満たしていたということはできない。

4 次に、請求人が上記2の④の要件を充足するかどうか、すなわち、亡A死亡の時点において、請求人が、近い将来（亡A死亡時点からおおむね5年以内）に収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となると認められるかどうかについて検討する。

認定基準は、上記のとおり、「近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満又は所得が655.5万円未満となると認められること」とし、その事情として「定年退職等」を掲げ、「退職等」とは掲げていない。これは、保険事故発生時において、基準額以上の収入又は所得を得ている者が、保険事故発生後においても、引き続き上記収入又は所得を得ることのできる地位又は財産を有するにもかかわらず、外来の要因によることなく、その地位から離れ、又は財産を手放すことにより、上記収入又は所得を得ることができないこととなっても、そのような場合は、保険事故発生後に、上記収入又は所得の喪失を自ら招いたものとして、労働者の死亡について保険給付を行うことによりその遺族の生活の安

定と福祉の向上に寄与するという保険給付の保障の場外に置く趣旨であると解される。認定基準は、例示として「定年退職等」を掲げているが、これは、雇用等の法律関係において当該法律関係終了の時として通常合意されている（法令、就業規則等による定めを含む。）「定年」を掲げることにより、特定の時期が確定期限として定められ、その者の意思如何に問わらず、期限の到来により当然、かつ、確実に上記収入又は所得を得る地位を失う事情があることをもって、上記②の①、②及び③の要件に該当しない場合においても、その者が収入要件を満たすものとして取り扱う趣旨であると解される。

これを本件についてみると、請求人は、給与所得及び不動産所得があるとされている。

給与収入及び給与所得については、不動産賃貸業を営むa会社を弟2人と運営して給与の支払いを受けているとされているが、後継者が不在である等の理由から会社を清算する方向で事業を進め、平成〇年度も主要な賃貸物件を売却したとし、給与は減少する予定としている。実際、平成〇年に〇〇〇万円であった給与収入は、平成〇年は〇〇〇万円、平成〇年は〇〇〇万円になり、給与所得は、それぞれ〇〇〇万円、〇〇〇万円、〇〇万円になったことが認められる。

不動産収入及び不動産所得については、賃貸用不動産を弟2人と共同で所有しているが、個人事業を廃止するため賃貸用不動産を順次売却を進め、平成〇年度に賃貸用不動産の大半を売却したため、平成〇年は不動産所得は激減する予定としている。実際、平成〇年及び平成〇年の不動産収入はともに〇〇〇万円であり、平成〇年に〇〇〇万〇〇〇〇円であった不動産所得は、平成〇年は一〇〇万〇〇〇〇円、平成〇年は一〇〇万〇〇〇〇円になったことが認められ、請求人、B及びCで3等分に按分していることから、亡Aの死亡後に、請求人の按分割合を作為的に減じたのではなく、亡

Aの死亡の時点において、基準額以上の収入又は所得を得ている請求人が、亡Aの死亡後においても、引き続き上記収入又は所得を得ることのできる地位又は財産を有するにもかかわらず、外来の要因によることなく、その地位から離れ、又は財産を手放すことにより、上記収入又は所得を得ることができないこととなつたとはいえない。

また、審理期日において、請求人代理人が、請求人の収入は、平成〇年頃に請求人の父が死亡したことによって不動産を相続し、不動産業の事業所を継承したため、平成〇年頃より増加した旨の申立があつたところ、請求人は〇年間にわたり、亡Aの被扶養者として第3号被保険者として夫に扶養される配偶者だったのであり、亡Aがいわゆる特別支給の老齢厚生年金の定額部分の受給を開始する平成〇年〇月において、請求人が加給年金の対象配偶者になっていることから、平成〦年における請求人の収入及び所得は基準額未満であったことが認められる。そうすると、請求人は〇年以上の期間、亡Aに扶養されていたところ、父の死亡により、弟2名とともに不動産事業等を行うことになったが、長年不動産事業に慣れ親しんでいたのではなく、後継者もないことから、事業廃止の結論に至つたことは首肯できるものである。

以上により、亡Aの死亡の時点において、既に給与収入及び不動産収入が近い将来に減ずる蓋然性が高く、請求人の収入額及び所得額が基準額未満になると予測できたといえる。

したがって、請求人は、上記2の④の要件に該当することになるから、亡Aの死亡の当時同人によって生計を維持する者で、かつ、年額850万円以上の収入又は年額655.5万円以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであると認められる。

5 以上により、請求人は亡Aと生計維持関係にあったと認められるから、請求人に対し遺族厚生年金を支給しないとした

原処分は妥当でなく、これを取消すべき
である。

よって、主文のとおり裁決する。